

○国土交通省告示第 号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則（平成十年運輸省令第七十号）附則第五条第一項第一号ロ(1)の規定に基づき、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年 月 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示の一部を改正する告示

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五条第一項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五項第一号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示</p> <p style="text-align: center;">日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五項第一号ロ(1)の告示で定める鉄道施設等の整備は、北海道旅客鉄道株式会社がその策定した「JR北海道グループ中期経営計画2023」に基づき行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備（北海道高速鉄道開発株式会社が当該計画の実施に伴い行う北海道旅客鉄道株式会社への貸し付けるものに限る。）の整備を含む。）であって、平成三十年七月の国土交通大臣発表に基づく支援措置又は令和二年十二月の国土交通大臣発表に基づく支援措置を活用して行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（削る）</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の鉄道施設等の整備を定める告示</p> <p style="text-align: center;">日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則附則第五項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)の告示で定める鉄道施設等の整備は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">一 北海道旅客鉄道株式会社が国土交通省に報告した「安全投資と修繕に関する5年間の計画」又は四国旅客鉄道株式会社が国土交通省に報告した「安全投資・修繕5カ年計画」に基づきそれぞれ行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であって、平成二十七年六月の国土交通大臣発表に基づく追加的支援措置を活用して行うもの</p> <p style="text-align: center;">二 北海道旅客鉄道株式会社が策定した「JR北海道グループ中期経営計画2023」に基づき行う輸送の安全の確立のための鉄道施設等の整備であって、平成三十年七月の国土交通大臣発表に基づく支援措置を活用して行うもの</p>

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。